

第35号議案

東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月4日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
東大和市における個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「施行日前における」を「当該事務の」に、「特定個人情報のみ」を「利用特定個人情報のみ」に改め、「施行日以後における」を削り、「第3条第3項の特定個人情報」を「同項の利用特定個人情報」に改める。

別表第1の10の項、別表第2の10の項及び別表第3の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。